

## 大阪府みどりの功労者表彰実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、本府における緑化の推進、自然環境の保全及び森林の保全に功績のあった個人又は団体の表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰候補者は、次のとおりとする。ただし、すでに第1条に定める功績により大阪府知事表彰を受けたものは除く。

- (1) 別表のいずれかに該当するもの。
- (2) 特に顕著な功績のあったものとして市町村の推薦のあるもの。

### (表彰の時期)

第3条 表彰は、原則として、毎年「みどりの月間（毎年4月15日から5月14日まで）」の期間中に行う。

### (表彰の推薦手続)

第4条 第2条に定める推薦者は、選考基準に該当すると認められる者があるときは、次の書類を添えて知事あてに推薦するものとする。

- (1) 個人
  - ア 推薦書 (様式第1号)
  - イ 功績及び経歴調書 (様式第2号)
  - ウ 当該推薦団体の長が発行する道路交通法違反等による罰金刑の有無調書 (様式第3号)
  - エ その他参考となるべきもの
- (2) 団体
  - ア 推薦書 (様式第1号)
  - イ 事績調書 (様式第4号)
  - ウ 定款、寄附行為、規約等
  - エ その他参考となるべきもの

2 前項の推薦書は、市町村については管轄する農と緑の総合事務所長あて、その他については環境農林水産部みどり推進室長あて送付するものとする。

### (表彰状の様式)

第5条 表彰状の様式は、様式第5号によるものとする。

### (表彰予定人員)

第6条 表彰予定人員は、毎年10人程度とする。

### 附 則

- この要領は、平成6年1月12日から実施する。  
この要領は、平成8年11月7日から実施する。  
この要領は、平成9年11月11日から実施する。  
この要領は、平成12年3月29日から実施する。  
この要領は、平成12年11月28日から実施する。  
この要領は、平成13年2月21日から実施する。  
この要領は、平成14年2月1日から実施する。  
この要領は、平成17年11月9日から実施する。  
この要領は、平成21年10月5日から実施する。  
この要領は、平成24年12月18日から実施する。  
この要領は、平成25年12月13日から実施する。  
この要領は、平成28年1月14日から実施する。

この要領は、平成30年1月17日から実施する。

この要領は、平成31年3月14日から実施する。

この要領は、令和3年2月12日から実施する。

この要領は、令和7年11月4日から実施する。

区 分	表彰の対象	推薦者
緑化の推進	地域緑化の推進についての活動の実績が5年以上あり、顕著な功績のあったもの	市町村 (公財)大阪みどりのトラスト協会 各府営公園の指定管理者
自然環境の 保 全	野生鳥獣の保護管理又は山地美化活動についての活動の実績が5年以上あり、顕著な功績のあったもの	市町村 府教育庁 (一財)大阪府みどり公社 (公財)大阪みどりのトラスト協会 日本野鳥の会大阪支部 (公社)大阪府猟友会
	自然公園指導員として、5年以上従事し、顕著な功績のあったもの	(一財)大阪府みどり公社
	大阪府自然環境保全指導員として、10年以上従事し、顕著な功績のあったもの	各農と緑の総合事務所
	その他自然環境の保全についての活動の実績が5年以上あり、顕著な功績のあったもの	市町村 府教育庁 (一財)大阪府みどり公社 (公財)大阪みどりのトラスト協会 各府営公園の指定管理者 日本野鳥の会大阪支部 (公社)大阪府猟友会 (公社)大阪自然環境保全協会
森林の保全	森林の公益的機能の維持・増進についての活動の実績が10年以上あり、顕著な功績のあったもの	市 町 村 大 阪 府 森 林 組 合
	木材、特に国産材の需要拡大についての活動の実績が10年以上あり、顕著な功績のあったもの	(一社)大阪府木材連合会